

会 議 の 要 旨

会議の名称	第1回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成26年8月22日(金) 午前9時30分 開会 ・ 午前11時30分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室(2階)
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	山根委員、荻窪委員、関口委員、若海委員、川口委員、近藤委員、宮山委員、橋本委員、長峰委員、荻野委員、矢澤委員、芝波田委員、木村委員、米原委員、長田委員、小林委員、矢代委員、横田委員
欠席委員氏名	小野寺委員、矢部委員、原委員
事務局職員氏名	庭山福祉部長 高齢者いきがい課：内山課長、宮下副課長、佐藤主幹 健康づくり支援課：富田主査、佐藤主任 介護保険課：久津間課長、間仁田副課長、佐藤主幹、藪野主幹、太田主査 鍛冶主査、金田主任、渋谷主事補
会議次第	1開会 2あいさつ 3委嘱書の交付 4会長、副会長の選出 5報告事項 6議事 7その他 8事務連絡 9閉会
配布資料	1 次第 2 第8回川越市介護保険事業計画等推進委員会の要旨…資料1 3 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の待機者について…資料2 4 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)…資料3 5 川越市における地域支援事業の見直し(イメージ)…資料4 6 川越市の現状について…資料5(当日回収) 7 川越市介護保険事業計画等審議会条例…参考資料1 8 川越市の要介護度別認定者数の推移…参考資料2 9 平成25年度防災無線の申込み(行方不明者)状況…参考資料3 10 日常生活圏域ニーズ調査(年代別)…参考資料4 11 日常生活圏域ニーズ調査の回答における圏域別認定者数…参考資料5 12 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」における埼玉県及び県内他市の推計値…参考資料6 13 ボランティア等について…参考資料7 14 すてっぷわん(パンフレット)

議事の経過

1 開会

介護保険課長より、参考資料1を用いて、全庁を対象とした附属機関に準ずる委員会等の見直しにより、川越市介護保険事業計画等推進委員会は廃止され、川越市介護保険事業計画等審議会が設置されたことを報告。

2 あいさつ

福祉部長による開会のあいさつ。

3 委嘱書の交付

4 会長・副会長の選出

- ・事務局より会長に齋藤委員、副会長に宮山委員を提案。 → 一同承認
- ・会長よりあいさつ。
- ・福祉部長より会長に諮問書を交付。

(会長)

審議に入る前に、新たに審議会として設置されたことから、これまで8回開催された委員会の審議の内容について承認をいただきたい。 → 一同承認

5 報告事項

(1) 第8回川越市介護保険事業計画等推進委員会について

- ・事務局より、資料1を用いて、第8回介護保険事業計画等推進委員会の開催内容について報告。
- ・事務局より、参考資料3・4・5・6を用いて、前回の委員会において委員の皆様から質問をいただいた事項（下記①・②・③・④）について報告。
 - ① 平成25年度防災無線の申込み（行方不明者）状況について
 - ② 日常生活圏域ニーズ調査（年代別）について
 - ③ 日常生活圏域ニーズ調査の回答における圏域別認定者数について
 - ④ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」における埼玉県及び県内他市の推計値について

(会長)

数字のみを出すだけではなく、なぜそうなるのかという考察が加わってくると資料としてわかりやすくなると思う。今後につながるデータの提示を期待する。

(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者について

事務局より、資料2を用いて、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者」について報告。

6 議事

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組みについて
事務局より、資料3を用いて説明。

(会長)

厚生労働省から提示された資料を、どのように読み解き、川越バージョンにしていくか、がポイントであると思う。

(委員)

生活支援コーディネーターとは、どのようなものを想定しているのか。

(事務局)

生活支援コーディネーターにつきましては、県の説明会で伺った話ですが、職種そのものを問われているのではなく、中立的な立場であること、サービス提供者でないこと、そして介護予防の理解があり、ケアマネジメントができることと説明を受けました。また、市町村や地域包括支援センターとの連携は大前提であり、人員については、地域の実情に応じて配置するものでした。まず重要なことは、市町村が主体となって、しっかりと協議体を設置することだと説明を受けました。詳細については、これから提示されると思いますので、情報が入り次第、随時、委員の皆様へ提示し、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

(委員)

P23の「第6総合事業の制度的な枠組み」について、全体的に基準を緩和して多様に事業を行うことが前提になっているが、例えば、現行だと、通所介護の設備で、「消火設備その他の非常災害に必要な設備」が必置になっているが、通所型サービスA・Bだと、「必要な設備・備品」と記載されている。「消火設備その他の非常災害に必要な設備」といった安全に関わる設備の基準を緩和してよいのか疑問に感じる。これに関わらず、全体的に費用を抑えるのはいいが、厚生労働省の資料に合わせて川越市ではどのように行うのか。例えば、圏域ごとに違いがあればどのように行うのかといった資料を事務局からいただきたい。

(副会長)

委員の皆様が心配される点だと思う。川越において、しっかりと対応のできる社会資源があれば、あえて今までの基準を下げる必要はないと思う。

地域で望まれるものが確保されることが第一という視点で資料を読んでいけば、あえてスライドさせる必要はないと思う。

(事務局)

圏域ごとの川越市の現状につきましては、資料5のような形で現状を把握し、それを踏まえた上で、進めていこうと考えております。

(会長)

このようなものを今後、どのように進めていくのかということ由市だけではなく、もちろん当審議会、それでも厳しければ、専門家が関わるプロジェクトチームを設置する等考える必要がある。このあたりについて、事務局ではどのように考えているか。

(事務局)

全国介護保険担当課長会議でガイドラインが示された後、通常でありますと、厚生労働省からQ & Aが提示されますので、それを踏まえ、また、委員の皆様のご意見を伺いながら、検討させていただきたいと考えております。

(委員)

財源について、国・県・川越市を比較した形で、現行の給付制度を行っていくと、どのような形で賄いきれなくなっていくのか、また、新たな総合事業に移行した場合、どのような形で費用が抑えられていくのか、数字の提示をいただきたい。

(事務局)

可能な限り、ご意見でありました資料を提示できればと考えております。

(会長)

財源について、川越市の見込みを提示することは必要だと思う。

また、この資料5に何を組み込むか、ということは再考する必要があると思う。

(委員)

必要量のサービスをしっかり受けられる体制をどう築くか、という点が重要である。そのためには、介護サービス利用の手続きの際に使用するチェックリストを扱う方々の研修や地域包括支援センターといった相談窓口の研修体制が重要であると思う。また、生活支援コーディネーターの設置については、ぜひ市の方で、検討していただきたい。

(会長)

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターが中心になってくるのか。サービス提供者は対象にならないとすると、範囲が相当限定されてしまうと感じる。

(事務局)

生活支援コーディネーターの役割を地域包括支援センターに担わせることも担当レベルでは、有効ではないかと考えております。

また、チェックリストについては、周知や研修体制について今後検討していき、必要量のサービスがしっかりと受けられる体制を構築できるよう、慎重に対応していきたいと考えております。

(委員)

資料のP4において、確認したいのだが、新たに、要支援1・2になった方も専門的なサービスを受けられるのか。

(会長)

受けられる。ただ、本当に専門的なサービスが必要な方なのか、というチェックは必要だ。

○委員から資料7を用いて、説明。

(委員)

日常生活圏域ニーズ調査において、ボランティアをしたいという意識が高いにもかかわらず、社会福祉協議会がキャッチできないのは、ボランティアの登録の仕方がわからない、ボランティアをしたいのだがきっかけをつかめない、といったことがあるので、仕掛け方に問題があるのではないかと思う。そして、介護事業にどのようにボランティアを位置づけていくのかということが課題だと思う。こちらについては審議会の場で、つめていく必要があると思う。

また、川越市の第4、9圏域に、川越市のモデル事業としてCSW配置事業を行っているのだが、当事業と生活支援コーディネーターをうまく組み合わせて考えられていくといいのではないかと思った。

(会長)

一番怖いことは今の利用者また、新たな利用者が適切なサービスを受けられるかということだ。また、忘れてはいけないのは自助・互助の考え方ということであり、単に介護をするボランティアだけじゃないと思う。

皆で自立していく方策というものが、うまく制度づくりの中で反映できればと思う。

7 その他

なし

8 事務連絡

次回の審議会は、9月末頃の開催を予定しております。詳細は、決定次第通知いたします。

9 閉会